



発行所
 全国青年税理士連
 東京都目黒区中根
 2-2-11(03)718-8638
 (村田税理士事務所内)
 編集兼発行人 志水源司

明日の発展を期して

組織を拡大しよう

—個人加盟の促進を—

代表幹事 村田 昭



先般の代
 議員総会で
 代表幹事の
 大任を仰せ
 つかり、そ

の責の重大さを考え現在、真剣に組織的發展の為に努力しています。この一年間何卒ご協力の程を切にお願ひする次第です。

我が連盟は三年目を迎えました。この一年は、将来の組織的方角を具体的に位置づける重大な認識のもとに、連盟自体の問題点を解決しその上に立って組織としての進歩發展を再考したいと思つています。

この二年間の創設期は組織内の相互融和期であつたし、その成果はあつたものと判断しています。この歴史的成果をバックとして、本年度の重点目標は、何んといつても組織の拡大と思ひます。

全青税の存在を広く税理士界内外に向つて伝達し、全国に点在する青年税理士の能力と声を集約する必要があります。新しく設置された組織部を中心に、全会員の協力を得て真の意味の全国組織に最大の努力を傾注する考えです。

我が連盟には個人加入制度・グループ加入制度がありますので本年度は個人加入制度に力を入れ

全国化運動の第一歩を印す覚悟です。

税理士をとりまく環境は非常にきびしく、個人の力ではどうすることも出来ません。一人でも多くの青年税理士の力を集め、全国的な組織力で我々が理想とする税理士像を探究する必要があります。

実現可能な理想像を追求するには、積極的な思考発想力と積極的な行動力をもつ青年税理士の力なくしては達成不可能と思つています。

我々青年税理士は、税理士としての主體的条件ともいえる高度な人格形成をなし納税者から信頼される人間でなければならぬし、プロとしての能力を磨くと同時に客体的条件である税理士制度のあるべき姿について積極的な研究をしなければなりません。この両者が完備されてこそ、初めて社会の存在としての税理士の社会的評価の向上に結びつくものと思ひます。

我が連盟の目的である研究、親睦、税理士制度の發展等は全てこの両者の完備を目標としてゐると考へても過言ではありません。

商法問題、税理士法問題は一人一人の青年税理士が熟慮しその本質をつかみ、税理士制度の将来に

如何なるべきかをもつのかを冷静に熟慮するべきかきまつた。

我々は税理士界の一員として、全青税の総意を日税連に向つて強く主張し、日連税の言動に注意をはらう考へてゐます。日税連に意見を具申するにしても北は北海道、南は九州の青年税理士の声を集約した組織的意見こそが、税理士界の世論となり、人をして組織をして動かす大きな起因力となるものです。この意味で、どうしても一日も早く、真の意味の全国組織にしなければなりません。単数の声より複数の声こそ、世論の力といえるでしょう。

次に全青税の組織の中にも若干の問題点があります。

近代民主主義的ルールを反映した代議員制度を導入した全青税はそれのみでも進歩ですが、本年度は代議員制度を活用して、代議員の声を集約し、全役員の言動の基礎資料とします。各地区で各連盟ごとで代議員大会を開催します。

又、幹事会の効率的運営も同時に再考し、会員の一人一人の声によつて全青税を運営したいと思つてゐます。

どうか、積極的なご意見がありましたら、どんなことでも結構です。何んかと思つてゐます。

我々全役員は使命感にもえ、自己犠牲を払いながらの会務執行を覚悟してゐます。何らの反対給付を求むることなく開業して日も浅い名もなく財もなく青年税理士が努力してゐるのです。当然に真剣にならざるを得ません。少ない予算の中から最大の効果を生み出そうと日夜苦慮してゐるのが現状です。どうか、全会員の暖かいご支援をあらためてお願いいたします。

我々青年税理士は全国的に心の友を求め横のつながりをもち、今日の、明日の税理士をとりまく色々の問題を語りあい近代的な税理士像を創造し、社会の期待にそえるように努力しなければなりません。

ここにきて、「社会の管理者」としての税理士は社会の存在価値が高まり、明るい未来が開けると信じてゐます。

過激な行動をつつしみ、良識ある全青税として、税理士界の内外に我々の存在を高めようと思つてゐます。

最後にあくまでも全青税としての主體的言動をとりまします。これが行なえるように全会員の意見を反映させたいと思つてゐます。

明日の發展を期して、今日の努力を！

全国青年税理士連盟岐阜大会盛大に開催

日税連の民主化 促進を宣言

第二回代議員総会

第二回代議員総会が去る七月二十日、午後一時から、岐阜市、長良館に於て開かれた。

東海会青年有志の参加も加えて全国の青年税理士百数十名の集い。横山利秋先生をはじめ、地元名古屋税理士会よりは北川会長、古川、酒井両副会長、加藤、大前の岐阜南北両支部長、東海税理士会から土屋副会長、また、大阪合同税理士会副会長、関本東京税理士会副会長、柳專業税理士協議会々々長等、多数の来賓諸先生の御臨席をえて、定刻、司会精園君(名古屋)により開会。加茂大会運営委員長(名古屋)の力強い開会の辞ののち、前田代表幹事(東京)の挨拶。直ちに服部(東京)橋田(大阪)大崎(

名古屋)の三君による議長団のもと、議案の審議に入った。

- 一、昭和四三年度事業報告
- 二、昭和四三年度収支決算並に財産目録等承認
- 三、昭和四三年度会計監査報告
- 四、規約一部改正
- 五、昭和四四年度事業計画承認
- 六、昭和四四年度収支予算承認
- 以上各号議案は原案通り承認。
- 七、昭和四四年度役員改選

選衡委員会における選衡結果が岩付委員長より発表され、次の四君を正副代表幹事に決定した。

- 代表幹事 村田 昭 東京
- 副代表幹事 桑原 裕 東京
- 吉富六石 名古屋
- 松本茂郎 大阪

なお、幹事、監事及び代議員は各単体会で推薦、役員会で決定することとなった。

ついで鈴木周三君(東京)より本大会の名における「大会宣言」決議の提案あり、万場一致で之を採決。以下の宣言(鈴木君によ

り高らかに朗読された。
大会宣言

大会宣言

青年青年税理士連盟は代議員総会の名において次の通り宣言する

- 1、日税連を民主化し、会員と血のつながった日税連にしよう。
- 2、税理士の高度な社会的使命を具現するため、すみやかに税理士法を改正し、真に望ましい税理士制度を實現しよう。
- 3、われわれの前途を塞ぐ商法改正案の粉碎に総力を結集しよう

村田昭君から代表幹事就任の挨拶ののち、来賓各位より幾多貴重なお言葉をいただいたのち、寺西一三君(大阪)の閉会の辞により代議員総会は盛会のうちに終了した

なお、総会にひきつづき、研究部主催により十六銀行調査企画部長河合三郎先生の「国際金融と日本経済の動向」と題する講演会が開かれた。

小憩ののち厚生部主催の鵜飼観賞に移り、船上での懇親会を以て大会第一日の幕を閉じた。

大会第二日は、厚生部の主催するリクレーション大会にあてられ、各会員が三好カントリークラブと名古屋税理士会館にそれぞれ分かれて、ゴルフ、麻雀の腕を競い合った。

副代表幹事 吉富 六石



昭和44年7月20日、岐阜市「長良館」において全国青年税理士連盟岐阜大会(正式には第二回代議員総会)が開催された。

税理士本来の業務として 規定が必要と考える

税務監査制度について

東京青税連 高相芳彦

税理士業界において、税務監査制度が提唱されて久しい、しかし、賛否両論、甲論乙駁あつていまだに実現していない。わずかに昭和三十一年の税理士法改正によつて、第三十三条の二の所謂「添附書面制度」が創設されたが、これは、税務監査制度とは程遠いし又余り活用されていないようである。その最大の理由は、税務監査の概念規定がまだ明確になつておらず、論ずる人によつて勝手な臆測を持ちこんだり、そこからあらぬ誤解が生れ、議論がかみ合つていないところにあるようである。

日 税連の税理士制度調査会の答申は、「今後、税理士会において諸外国の類々の制度を考慮しつつ、十分検討することが望ましい」と時期尚早論である。ここで論じられているのは「税務書類の監査」であつて「税務監査」ではないよう

である。ここにおいても「明確な定義もなく」として、「税務書類の監査とは、他人が作成した申告書が、租税法規に照らして適正であるか否かを吟味して、意見を表明することである。」と考えられると調査会独自の定義を下している。

「税務書類の監査」の「税務書類」とは何かということがまず問題にされなければならない。答申も一応指摘しているが、「課税標準および税額に関する申告書」(以下申告書という)と常識的に片づけている。しかし、これでは税理士の常識として問題は片づかない。申告書とは、所得税法第二百七十一条第一項の申告書、法人税法第七十一条第一項及び第七十四条第一項の申告書、相続税法第二十七條第一項及び第二十八條第一項の申告書であると思われる。法人税でいえば別表一(一)から別表十六(内まで)の一連の書類である。貸借対照表、損益計算書は法人税法第

七十四条第二項によれば申告書に添附する書類である。税務書類については、やかましい論議がされているが、答申が「課税標準および税額に関する申告書」といつているかぎり、財務書類は、この際税務書類ではないと解すべきであろう。(答申は税務書類の範囲においてこれと異つた考え方をしており矛盾する) 以下便宜上法人税についてのみ論ずる。

二第四項の規定との関連から考えても疑問が生ずる。一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算された益金と損金との差額が所得の金額になるとすれば、答申のいうように、企業利益が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されているかどうかを監査しなければならぬ。従つて添附された財務書類も監査の対象となればなら

ない。前者のように考えるとき答申が公認会計士の業務との関連で云々することはおかしい。後者のように考えるとき、税務書類の監査を単に監査という語をとらえて財務監査と等置している答申の考え方は、全くナンセンスである。税務書類の監査が財務書類に及ぶとしても、法人税法第二十二條第四項に基いて行なうのであつて、公認会計士法第二條第一項の財務監査とは異質のものである。

以上のような混乱、矛盾は、税務監査といった場合、税理士としてどのようなものかを考えているかが明確になつていないためである。それには、税理士の業務をも一度よく検討しなければならぬ。一般的に税理士が行なっている業務の態様は、会社の税務会計顧問が大部分で記帳代行から税務申告まで一貫して請負つていくというのが実情であろう。しかし、記帳代行は、昭和二十年代の混乱期に、各企業が記帳能力を持たなかつた時代に、やむなくサービスとして行なつていたものがいまだに尾を引いている因習ではなからうか。コンピュータリゼーションによつて、記帳という行為が、人間の手と算盤から離れてコンピュ

ーターに移つていかななくても、税理士は記帳代行をやめて、税理士本来の業務に戻るべきであろう。本来の業務とは何か。企業が行なつた会計処理について、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つていかどうか、税法の要請に應えらるるようには原始証ひようが備わつているか、その処理が税務上合理的であり、税法上合法的であるか。これらの判断を委嘱者の立場にたつて行ないそれに基づき指示勧告をする事である。

「二」のような業務は、実際にはすでに実施している税理士が多いと思う。しかし、務理士法第二條に規定するこの業務とも結びつかない。税理士の本来の業務である業務が務理士法に規定されていらない。これを税務監査制度としてとらえて税理士法に規定しようというのである。税理士の業務の態様がどうあるべきかを追及していくとき、到達する結論が税務監査といわれるものなのである。東京税理士会制度部の税務監査基準は、税務監査を次のように定義づける

税務監査とは納税者からの依頼に応じて、務税に関する職業専門家が、その納税者の務税について吟味検討を加え、務税適法性、務務合目的性及び務務確証性に関する批判勧告をなすことをいう。

単位会別の代議員会と

地域幹事会の開催

総務部長 安井徳次



本年度の総務部を担当するにあたり、その会務運営に

対する抱負を述べ、併せて、各位のご協力をお願いする次第です。

全国青税連も結成以来三年目を迎え、組織部の新設とともに愈々懸案の全国組織化への積極的な姿勢を示し、その成果が大いに期待されております。

組織力の拡大発展は当連盟挙げ針としてまず代表幹事から提案のあった各単位会別の代議員会の制度をとり上げたいと思ひます。

組織強化に御協力を!

組織部長 奥田普士



本連盟の本年度重点施策に連盟組織の強化拡大がとり

上げられ、その担当部門として新たに組織部が発足した。はからずも、私ごとき者が、この初代部長の大任を受け責任の重大さを痛感する次第ですが、会員諸兄のよろしきご協力を得て重責を果したく

ての最大の目標であります。同時に、総務部事業計画の第一に、各単位会及び各部との連繫を密にし資料及び情報の交換を行ない、本連盟の諸活動の有機な運営を図る」とある通り、内部体制の充実、会員並びに各構成単位会相互の交流強化がより一層要求される時期であると考へます。

これは執行部と一般会員との対話による、意見の交換と問題の提起の場を設け、その総意を会務に反映させるとの意図であります。

次に、従来地理的的制約によつて十分なる審議が阻害され、形式的に陥る虞れがあつた幹事会のあり方を是正し、これを補うため、各選出単位会毎の地域幹事会の開催を推進したいと考へます。

これにより、全国幹事会の有機的な運営、効率的な進捗を図りたいと念願しております。

この二つの会議を中心に内部構成の充実を図り、組織強化の諸活動を促進し、もつとその発展に資する所存であります。

でに二年、われわれはある方とある実績とを得た。しかし、「青税連」の声をさらに力強いものとするために、より広範な青年税理士を包含する組織への推進がのぞまれるのである。

組織づくりは、わずか数人の組織担当部員の活動のみでは極めて困難である。連盟他の諸部門のよき連携ご協力を仰ぎ、また、情報提供その他に会員各位よりのご助力をたくお願いする次第です。

最後に、あくまで着実な組織づくりを進めることを目標に、ややも

会員の親睦を通じて

団結と組織拡大の助成を

厚生部長 増田昌弘



全国青年税理士連盟が発足してより今年は三年目に当

り、税理士会の中核として万全の基礎を固める時期に來ていると考へますが、この大事な時期に厚生部長という大任を仰せつかり誠に身の引締る思いでございます。

全国青年税理士連盟の使命は、各地域の青年税理士が団結し相互に情報交換しあつて、現在税理

すれば孤立しがちなわれわれ青年税理士が、研修と親睦とによつて共通の苦悩と不満を語り合ふ、という連盟結成本来の目的をここに再確認しておかなければならぬ

い。全国青年税理士連盟の存在を税理士界内外に知らしめ、全国の青年税理士のエネルギーとその意志を集約するためにも、全会員の皆さんの心からなる御協力を重ねてお願い致します。

士会が当面いたしております商法改正にともなう監査役問題、我々に直結する税理士法改正問題、租税審判法の制定問題等々種々の難問題に対処し、税理士会の発展強化に結びつけていかなければならないと考へます。

現在全国青年税理士連盟に加入しているのは、大阪、名古屋、東京の三団体でございますが、もつと全地域の青年税理士を糾合し団結し、名実共に全国青年税理士連盟となり内外の情勢に対処していかなければならぬと考へます。この団結と組織拡大の一助として親睦と研究が重要な役割を果すのであります。厚生部はその中の親睦を担当し団結と組織拡大の助成を計るべく次の如き、事業を行なうていきたいと思ひております。先ず十一月月中旬頃に野球大会を開催する。先般東京に於いて野球大会実行委員会が発足致しましたので、大阪、名古屋の厚生部長の方にも委員会のメンバーになつていただき詳細を打合せして開催の運びにもつていきたいと思ひます。又本年は趣味等の同好会を組織化し、その運用は

その同好会の自主性に委ねて、会員共通の趣味リクレーションを通して親睦の実をあげていきたいと考えております。私も税理士の一人として税理士会の発展強化の

税理士制度の根本的研究を

研究部長 住野 和彦

研究部長 住野 和彦

就任の辞を述べると、今年度研究部の



事業計画の構想の一端をご説明し、これに代えたいと存じます。

本年度の基本方針としては、税理士制度に係わる最も根本的、且つ主要な問題の中から若干を抽出し、これを統一テーマとして各単位組織の研究の成果をもとに、全体での討議を深めて問題の本質を

全国の青年税理士の意見の交換の場を

広報部長 志水 水源 司

青年税理士の意見の交換を「通じ、税理士制度の未来図を共に描き、お互のもてる力を全国青年税理士連盟の名のもとに結果し、日本税理士会連合会等を通じると

広報部長 志水 水源 司

広報活動を通じ北は北海道より南は九州まで、一全国の



一助となればと思、必命に努力は致しますが、何分不慣れでございますので種々失敗する事もあるかと存じますが何卒よろしく御支援、御鞭撻のほどお願い致します。

究明することにしたいと考えます本年度に取り上げる具体的なテーマは次のとおりです。

(一) 税理士制度における代理権について

すなわち、税理士制度を、納税者の権利擁護を内容とする、税制ないし税務行政の民主化に資するための制度であるとの理解に立つて、税理士法上の「税務代理」について、その法的性格を検討したいと考えます。

(二) 税務監査論について

現在、東京税理士会制度部において税務監査基準試案なるものが作られ、すでに相当の議論を呼んでいます。この試案をもとに、税理士制度上この税務監査は、果して誰のために有用であり、それは又、監査人たる税理士にいかなる功罪をもたらすか、等について根本的な討議を行おうとするものです。

これらは、いずれも税理士制度の本質に係わり共に、本制度の将来を律することにもなる重要な問題であるだけに、拙速を避け、十分に慎重に、しかも徹底的に研究、討議を行なう必要があると考えます。

研究部では、この二つをめぐぐるシンポジウムを、前者については本年十一月頃に、後者については来年四月頃に行なう予定でありますので、各単位組織では十分研究の上、多数の参加を希望しております。

の方法により、税理士制度の発展ならびに、税務行政の発展に寄与したい。その為には貴君の貴重な意見をどしどし広報に掲載したい。従って、編集方針は貴君の貴重な意見を、出来るだけ早く、全国の会員に知らすため、発行回数、発行ページ数等に制限をもうけない事を基本としたい。貴君の卒直な意見の投稿を期待する。

役員一覽

——全国青年税理士連盟——

代表幹事

村吉

昭(東京)

副代表幹事

吉富

石(名古屋)

総務部長

安井

裕(東京)

同副部長

桑原

外村源太郎(大阪)

同幹事

正徳

各務重則(名古屋)

研究部長

住野

宅野仰(東京)

同副部長

伊藤

布目勉(名古屋)

同幹事

伊藤

岩付一男(名古屋)

厚生部長

増田

矢野巖(大阪)

同副部長

横山

早川昇(東京)

同幹事

奥田

永井義勝(名古屋)

組織部長

奥田

中村幸司(大阪)

同副部長

中居

井沢雄藏(東京)

同幹事

吉野

秋田清光(名古屋)

広報部長

志水

渡辺克巳(東京)

同副部長

角谷

村田逸雄(大阪)

同幹事

市原

山田

代議員

大 阪

奥田一治、片岡昭夫、川北三郎、近藤正明、北条巖、村中平治、森田憲三、生山信一、橋田義明、福西幸夫、松村一雄、南、羽賀寛治、山口刀夫、木ノ本妙子、田中成人、竹内俊雄、東岡英雄、田中義巳、芦田照夫、矢野 昇、坂本稔男、岡田克治、富樫邦高、佐藤 弘、三村国夫、西田泰斗、西尾正和、山口 登、佐藤澄男、伊藤芳郎、井上文夫、土橋 高、円角陽生、田村輝爾、豊田貞男、若松 守、和田義春、松村佳和、寺沢準人、坂本政雄、大久保光雄、武子卓司、長崎邦男、荻野弘康、宮部三朗、山口勝男、中村昌夫、大島敏雄、西村正雄、山田玲星、金子秀夫、岩田克夫、関口重雄、三ツ寺信雄、戸田才一郎、鳥海一彦、野村茂彦

日税連会長に質す

部主催対談一

日税連に初めて税理士の為の税理士会を主張していた会長が誕生したのを機会に日税連の組織づくりの最中であつたが、全青税の代表幹事が対談を試みた。

紙面の都合上、要約してあることをお断りしておきます。

☆日時 九月九日

☆場所 東京税理士会館役員室

一 広 報 部 一

村田 日税連を民主化する具体策について会長はどの様に考えているのか。

溝田会長 一つの方法として代議員制度の導入が考えられるが、これは日本税理士連合会にならないと無理なので今の理事会を便宜的

に代議員会になれるようにして、年に何回も開催すればよい。事実問題として会員の声が反映するようになればよいのであるし、各会の会長の理解があれば理事を総会に出席出来るようにすればよいと思う。これは会員の声が強くなければ出来ないことだ。

村田 理事の数を増やすことは考えていないか。

溝田会長 今のところは無理。各会の会長の理解があるが、理事七十五名を総会に出席できるようにすれば代議員制度にかえる方法と



村田 日税連会長
四條について

村田 税理士連合会にする考えは溝田会長 今のところ不可能であるが、会長としてはそうするべきであると思

て会長はどう思うか。

溝田会長 小会といえどもスジが通れば良いが、小会中心的な物の考え方をされては困る。最後の決定権は多数決であるが、正しい意見ならば小会といえども聞くことは当然だ。

村田 税理士法改正についてはどうか。

溝田会長 全文改正をやる。全ての改正点を出す。

村田 実際問題のとき、全文改正で一步もひかないという立場でおしきれるのか。

溝田会長 会員の声をききながらやるが、私は全国を歩くし経過報告をする。その結果、重点をしぼれという声があればしぼるが、理想的に出来るものではない。

村田 最大ポイントは会員の声をみながら改正点をしぼるのか。

溝田会長 そうです。

村田 今の段階で最大ポイントだと考えていることがあるか。

溝田会長 個人としては思っているが会長としては言えない。

村田 全青税の税理士法改正意見書をどう思うか。

溝田会長 一般会員の結論も出て

いるし、あなた達の考えも、話しの過程で勿論とり入れる。結論はあくまで全会員の意向を反映し



て、全青税の意見のみが全体の意見というこ

いので、充分考えるが基本線は全会員の声を中心なので過程的に参考にする。

村田 全青税の意見書は、全税理士の声を我々が代弁して作成したのだ。

溝田会長 それは充分わかるが、若い人の考え方が全会員の声とは

いえないので、良い意見であればとりあげる。全会員の声の中に入っていると思うので機関を通じて修正していくつもりだ。

村田 今回の改正は全国的に意思統一を全会員の協力のもとにしな

ければならないと思うが、溝田会長 全国をまわりながらやる。

村田 例えばどのようにするのか

溝田会長 日税連の名前で大会を開くことを考えている。

村田 商法改正の問題で現在、日税連は何をしているのか。

溝田会長 準備中である。役員構成をやっているので終了したい行

なう。今は組織づくりで手いっぱい

で、そこまでいっていない。

村田 反対のスタッフをつく

りふんさいに立つと考えるとよい

溝田会長 そうです。

村田 P Rのまずさから大会社、大会社というので一般の税理士は関係ないと思つている人がいる

が、税理士制度の本質にひびく問題と思う。

村田 全文反対か一部反対か。

溝田会長 大会社の特例に反対する。

村田 見直しはどうか。

溝田会長 役所はやりたいたと強く思つている。へたをすると全面的に適用される危険性を含んでい

る。資本金一千万円以上というように。資本家擁護からすれば、その危険がある。私は資本金十億円

以上に適用すべきであるし、それが経済社会にあつてはと思う。

村田 この問題は税理士制度に強く影響を与えるのであるからP Rを強化して全会員に大会社特例の本質を伝えてほしい。P R不十分

と思う。

溝田会長 商法の基本概念に反する問題だ。個々の一職業のために改正するのは大きな誤りだ。

村田 全国には専業者、兼業者がいて一致団結が現実の問題として出来るのか。

溝田会長 会計士であっても税理士の資格で入会しているのである

専 幹 表 代 留

報 告 廣 税 青 全

から、会員である限り協力することを期待している。

村田 なかなか難しい問題だが、今の会長のことを全会員が考えてほしいと思う。

溝田会長 そうです。

村田 税務監査制度には色々の問題があるし、第一自分で自分の首をしめることになることも考えられるが、会長の考えはどうか。

溝田会長 税理士法を完備すると同時に税理士の信用をますます高めることと併せて税理士の出したのものについては充分それを信用してもらって、将来はフリーパスの方向へ持っていきたい。税理士のやり

方も、もう少し高しななければいけない。

村田 税務監査制度は経過的なものと考えてよいのか。

溝田会長 そうです。

村田 税理士の社会的評価の向上をするには税理士の主体的条件と客体的条件が完備してこそ出来るのだが、日税連として主体的条件の向上をどうしてやるか

溝田会長 統一講習会を続け運営は単位会にまかせろ。

村田 会長はよく「若い人が働きやすい会にしたい」といわれるが。

溝田会長 民主化の実行力は若い人の力である。実行は若い人の努力であるし、自らを助くるものは自らを助けて全会員をひっぱって行ってほしい。世論をつくるのは若い人であるので、努力出来るような受入体制をつくりたい。

村田 今の青年税理士に一番欠けているものは何か。

溝田会長 若い人の考え方は理論的にきわめて良いが、場合によっては理論だおれにならないように期待したい。年をとると現実の問題を考えて対処するが若い人は理論をかかえて理想にもえるが理想と実際の調整に注意してもらいた

い。

村田 具体的な例を上げてもらいたい。

溝田会長 今までの経験からそう思うのみで一つ一つ言うわけにはいかない。

村田 では私の方から言うが、一例として全青税の税理士法の意見書は見る人によると理想像だと批判しようが、我々の方は今日の制度が次元が低いので普通の状態に引上げるためこの様な考え方をとっているのである。ただ単に理想の追求でない。現実ばなれしていない。これは現実的理想像なの



だ、理想は現実的でないのだ。

溝田会長 その理想は結構です。まげられた社会制度を一べんに直すと言うことが困難な場合もあるし、それと税務行政で役所から見た物の考え方と我々が国民を守るとする考え方と、その調整が必要であるのが理想境そのものを実行ということとは立場の差があるのだ、その辺の調整を考えながら、あくまで理想にそえない実情が世の中にはあるということ、理想を実現する夢は当然必要だが、それを受け入れるものの立場を考えれば要求するものと要求されるものとのある程度考えなければいけないが、その要求を強くいうからこそ社会が是正されるので、夢のないような考え方になり理想をいいながら反省しなければならぬ。

村田 徴税者側は国の予算のにない手であるし我々は国民を保護する立場であるが、国家財政を考えよということか。

溝田会長 実情を考えながら考えなければいけない。納得させる為の財源を考える必要がある。若い人は税務行政の実態をつかみえてない面があるので、国民の擁護のみでは出来ない。公平な負担が必要で国の要求と国民の要求という

問題を目税連としても考える必要がある。

村田 国の財政にしても一般の納税者からみると、むだな面がないとはいえないし行政改革をやりそれに日税連としても意見をいう必要があると思うが。

溝田会長 そうです。そこに日税連としての国家的立場がある。

村田 日税連としては、政府に対して細部にわたって意見をいってよいと思うが。

溝田会長 よいし、財政のたて方に理解をする必要がある。大局的立場で日税連会長として考える。

村田 全青税に対して何か要望することはないか。

溝田会長 理想の世界をうち出してもらいたい。その夢の実現こそが若い人の力である。夢を考えて充分意見を出してもらいたい。

又、会の向上発展の為に全青税が存在するならば、ある程度便宜主義であっても会の組織を考えて夢の実現にもつってほしいと私は思っている。

村田 今後、全青税はどしどし日税連に向って我々の考えていることを主張するがよろしく願います。

溝田会長 はい。出してもらえば私にはぎりつぷすようなことは

全国組織への 加盟近し

◆ 東海青税連の胎動 ◆

東海税理士会 近藤 新太郎



毎日仕事に追われた日々を送っている、自分自身を

振り返って見ると問もなく、自然に自分の殻に閉じこもり一匹狼と化して行く。そんな職業人の宿命の現況を自覚し、果してこれで良いのであろうかと反省することがある。

しかしこの我々の問題は誰が解くでもない。我々自身の手でなさなければならぬ。

我々は進んで税理士会の運営に参加し、その発展の為に努力を傾け、その中に入って諸問題を解いて行くことを考えることが理想であるし、やらなければならないことである。

しかし、若く、人生のすべてでもある遠い将来をこの職業にたくした青年税理士にとって若さ、と、ファイトを持って我々青年の

団体を持ち、共通の問題をたがいに提示し、この中から相互の親睦により、問題の一部でも一片でもが解決されるならと願うのは当然であろう。ここに青年税理士団体結成の意義が有り又、目的があると思うのです。

さて、私達東海税理士会に於てもこの気運は上昇しており、この問題を青年部問題としてとりあげている現状に於て、当事者である我々二百名に達する青年（昭和四十四年四月現在、三十代以下を有資格者とみた場合）も真剣にこの問題と取り組んでいるものである。

しかし、東海会は愛知、静岡、三重、岐阜の四県下に点在し非常に広域のために、その団結には幾多の障害がある。私達は東海会の青年部問題と取組みながら、我々が最も期待する様な団体を結成しようとする努力をしている。その内容は、各地域の特殊性を考慮し、各部会での盛り上げ、調を合せつ

つ、東海税理士会に於ける青年の団体を結成しようとしているのです。すでに一部部会に於ては地域的な結集がなされています。この様な組織作りは非常に緩慢なものであるかもしれない。しかし私達は我々東海会に所属する仲間の利益につながる様な団体とするために、一歩一歩の前進を続け、しん

ほう強い努力によって全員参加の強力な団体作りへの目標を持って進むこととし、それが正しいことであると信じているのであります。しかし私達がこの団体に寄せ

る期待は大きく、もりたくさんな活動を望んでいる。少くとも、巾の広い親睦活動の中から、我々をとりまく諸問題が一つずつでも解決されるであろうし、又職業人としての質的向上も満足させられるであろうということに期待している。

我々東海会も全国組織である全国青年税理士連盟への加盟も近い将来に実現することと固く信じているし、これが一日も早く実現することへの努力をおしまないが、同時に全国青税連諸兄の絶大な御支援によって、一日も早く我々が参加できることを願っている。

村田 今まで質問状を出したりしたがにぎりつぶされていたと思う。今後はこういうことのないように頼みたいし、会長の本当の気持ちを知らせてもらいたい。

溝田会長 わかる時と場合によっては返事が出来ない段階があり準備中のときもあるのですが、又、会長としては結論が出ていないときに発言すると誤解をまねくこともあるので、そういう点は理解してもらいたい。

村田 有難うございました。
(広報部注) 日税連会長の回答を要約することに重点を置いて編集した為に代表幹事の質問は形式的になったが相当突込んだ質問をしていた。例えば、理想と現実の問題については、全青税は現実から遊離した理想像のみ主張していない点を力説していた。

正面から切りこむ質問をしていたが、会長の話は時々、苦しい回答で今の日税連の複雑な問題を内蔵している立場をうきほりにしていた感があった。
願わくば一日も早く税理士の為の税理士になるように全青税と

しても全国の青年税理士の声と力を集約して日税連に向けて堂々と我々の積極的な意見を出す必要を強く感じた。
会員諸兄は真の意味の全国的意見を出せるようにするために組織拡大に全力を投じてほしいと痛感した。(香山・渡辺)

会員各位へお願い
未組織地域の青年税理士に知己の方がありましたら、積極的に全青税加入運動をお願いします。
また、個人・グループを問わず、未組織地域の青年税理士の中に結成気運がわすかでもありましたら、早急に左記までご一報下さい。

- (東京) 早川昇 TEL 〇四二七二一三七一
- (東京) 町田市森野一丁目六番十四号 千一九四
- (大阪) 中層朝夫 TEL 〇七二五一一三〇三七
- 大阪府 泉大津市田中町一〇〇七番地 泉大津商工会館 千五九五
- (名古屋) 奥田普士 TEL 〇五二一九八一八六〇
- 名古屋 古原市北元柳原町二丁目七番地 千四六一

溝田会長を中心とする日税連新執行部は、機構改革の暫定措置を発表、八月二十八日理事会の承認を得、九月十二日臨時総会において正式決定した。それによると、1、従来から批判のあった十三人の単位会長によって構成される企画審議会を廃止したこと。2、正副会長の権限を縮小したこと。3、常務理事会を理事会の前審機関として会務執行上の意思決定の中心としたこと。4、各部、各委員会の執行機関としての性格を強調し、部長、委員長会を新設して、常務理事会と対置させたこと。等がその主な点である。これは、前述したように暫定措置であって、本格的な改革は、会則等審議委員会の答申をうけてから行なわれるとのことであるが、この暫定措置は、日税連の今後を予測させる種々の問題点を含んでいる。

吾々は、株式会社監査に、公認会計士監査を導入する商法改正や、税理士法改正推進など重要課題をひかえて、従来税理士のための日税連としてその態度を内外に鮮明にすることのなかったそのあり方を批判し、吾々税理士の意味を体して、会務にあたる人々を各会の代表として日税連に送ろうと一致団結して運動した結果、東

京、名古屋、大阪、主化陣営の会長を選ぶことが、この動きに同調するその他の単位会長の支持をうけて溝田会長を実現することができた。吾々の最大の要求は、全国税理士の最多数の要望を敏速にとりあげて実行に移す日税連とすることにあった。具体的には、実際に会務執行にあたる人達で常務理事会を構成し、常務理事が理事会の決議に基づいて、責任ある会務執行を分担することであ

つた。しかるに、暫定措置によって実現した常務理事会は、実質的には各会会長と、東京会に別に割当てられた専務理事、常務理事各一名の計十五名によって構成され、彼らは誰も会務分担をしないのである。すなわち、常務理事会の構成員である各会会長は、実際に会務執行にあたることもなく、又その責任もないから、至って無責任な状態で、(各会の会長が無責任な人達だといっているのではな

言 提

日税連改革への道

— 全国の同志に訴える —

東京会 高相秀彦

い。機構上無責任であるという意味である。会長の命をうけて実際に会務執行にあたる各部各委員を批判するということになる。吾々が企画審議会の廃止を訴えたのも、このように会務執行から遊離した存在にある各会々長が、会務執行を妨げ、最多数の税理士の意思をおしつぶす役割をはたしたためであった。これは全く企画審議会とのすりかえであって、暫定措置とはいえ決して見すこと

はできない。しかも、常務理事会は、理事会の前審機関として、理事会提出議案をすべてチェックし、理事会は、構成員全員の賛成がなければ発議できない。一方で、部長、委員長会があって、会務執行の方針をきめて行く。機構はむしろ複雑になったのではないか。

このようなことになった根柢に、会員数の少ない会の意思尊重と、会員数の多い会の横暴を抑え

るといふ。想があるといわれる。これが目的的な日税連のあり方だといふのである。これは一見もつともらしく思われるが、非常に誤った考え方である。日税連が民主的でないといわれたのは、最多数の税理士の意思が日税連に反映しなかつたためである。少数会の意思尊重という名目のもとに、各会会長個人の意思によって吾々一萬数千人の税理士の運命が左右されていたためである。各会の実情にあわせた施策上の細かい配慮は当然必要であるが、税理士の運命を左右する重要問題を、税理士の多数の意思を、十三人の会長の個人意思によっておしつぶしてしまふような機構に少からぬ不安を感じる。

もう一つには、正副会長以外の各単位会長だけでは各部、各委員会を分担することはできないから当然、単位会会員中からも部長委員長を指名することになる。そしてそれを常務理事とした場合、単位会の会長と会員が常務理事として同列に位することになって会長としては、面白くないという気持があるといわれている。もしこれが事実とすれば全く、くだらない話である。会長を会員より偉いと考える事大思想の現れである。

吾々は、吾々が推す溝田、北川、川口の三氏を正副会長に据えることができた。しかし、彼らはこのような機構の中にあることを忘れてはいけない。彼らは、必ずや吾々の意思を体して日税連を運営しようとするであろう。しかしこのような機構の中で、その努力がどれほどみえるであろうか。

日税連はまだ改革されていない。日税連を本当に税理士のためのものにするためには、吾々と意思を同じくする同志を各単位会にふやし、それぞれの会長の言動に注目させることである。幸にも、北陸、中国、東北、北九州などに吾々の仲間が頭をもたげてきていると聞いている。一日も早く、吾々の組織を全国に拡げなければならない。それが日税連改革への迅速な、そして確実な途である。

原稿募集

全国青年税理士連盟機関紙「全青税」は、会員各位のナマの声を全国の青年税理士へ、各単位会へそして日税連へ伝える唯一の会報です。

論文・報告・提案・随想・研究発表など、十五字詰原稿用紙を使い、顔写真を添えて左記宛にどしどし投稿して下さい。

神戸市生田区北長狭通四ノ十九 元町駅前ビル 志水源司

各単位会だより

名青税

今春の名古屋税理士会役員選挙を通じてわが名青税は、その主力メンバー十五名を理事会に送り、また副会長一名の当選をみた。

之を通じてわれわれの本部における幅広い発言の場、活動の場がようやく確保されたわけである。そしてすでに、青税出身の本部役員による、新しい息吹きの注入が、本部会務運営の随所にはじめられている。まことに心強くも頼もしいかぎりである。

しかし、結成以来三年目にして名青税がはじめて経験した本部役員選のかかる結果は、一面では、例えばこれまでは容認された。われわれの本部に対する単なる批判者、所謂「完全野党」性への途（ある意味では最も気象な?）を許さず、改めて連盟結成時の基本た



る「青年らしい新鮮な思考にもとづく是非主義」の

貫徹をわれわれの指針として要求して来ている。思えば、云うは易く行なうに難きはこの「是非々々」の姿勢の維持である。

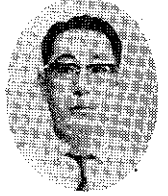
本年五月の総会で、大きく若がえった名青税会役員は、新発足早々に負わされた「全青税大会の設営担当」の大任を無事果し終えてのいま、改めて「責任の裏づけある言動を」を合言葉に、初心にかえり、地味乍ら、一歩づつ堅実な青税活動の実績を積み上げて行きたいと誓い合っている。

(吉富 六石)

大青税

七月一六日、大青税第四回定時総会は、新役員の出選と新予算の大綱のみを承認議決し、新事業計画と具体的な予算については新執行部の審議に委ねた。これを受けて第二回幹事会が、(第一回幹事会

は、総会の途中に代表幹事選出のために開催された)七月二六日開催され、次のような本年度の基本方針を活発な討論の結果、採択した。この基本方針について、一部



私の簡単な説明を加えつつ述べて行くことにする。

①連盟の活動の基本として、親睦、研さん、会員の地位の向上の規約の目的を三位一体として把握する。(どれが優先か、という論議は、実益がない)

②「税理士会を民主化する会」によつて行なつた大税金役員選挙の勝利の大きな成果を受け継ぎ発展させる。

③自由に率直に話し合える雰囲気をつくる。(それが民主主義であり、これなくして組織は、発展しない)

④組織の拡大強化。(大青税については、各支部が努力し、連盟は全青税の組織拡大、中国、北九州を担当する)

⑤各支部の自主性を尊重しつつ、連盟として組織の調和をはかる。

⑥連盟規約を改正する。

⑦商法の監査制度の改正に反対する。

東青税

のスタートを切った。(松本茂郎)

東京青税連の第九回定期総会は、七月十二日東中野日本閣において会員約六十名出席のもとに開かれた。報告事項、審議事項は活発な討議の結果原案通り承認可決された。規内一部改正の中で、全国青税連定期議員総会開催日の関係で、会計年度を五月一日より四月三十日と改正した。役員改選は新執行部に井沢会長外六十五名を選出した、来賓として前田日税連会長、溝田東京会々長、加藤婦

税連会長が出席されそれぞれ祝辞を頂いた。総会終了後懇親会に移り和気あいあいの雰囲気うちに盛会裡に終わった。

新年度初の役員会は八月二日開かれ、新旧役員の仕事引継ぎと事業計画の具体的実行について討議した。各部の主な活動方針は、総務部は「青税だより」を毎月発行し、会務の報告や各部の行事等を掲載し会員とのパイプ的役割を果



すこととした。組織部は組織拡大を図るため支部組織を

作り支部会員を通じて組織拡充に努力する。厚生部は親睦と融和を目的とし諸行事を実施する。特に本年度は東京が全国野球大会、第三回全国大会の担当となつたので厚生部を中心としてその運営に努力する。研究部は前年に引き続き月例研究会とセミナーに力を入れ税理士としての資質の向上を図る。既に八月十四日隅安彦会議員を講師として「コンピュータの現状と、導入の是非論」と題して研究会を開催した。制度部は税理士法改正青税意見書にそつた実践活動と商法改正問題の反対運動を展開する。更に「税理士制度のあるべき姿」を考察する意味において司法制度、特に弁護士制度と税理士制度とを比較検討し現行法のもつ矛盾を究明する。経理部は会務執行の資金確保に努力し更にその活用に留意する。

以上東京青税連の近況といよいよ九月に入りこれから活発な運動が展開されようとしていることをご報告いたします。

(桑原 裕)

× × × × × × × × × ×

□ □ ゴルフ・麻雀大会 □ □

名古屋チーム

団体戦を飾る

前厚生部長 林 実

去る七月二十日、第二回全青税定時代議員総会岐阜大会が、岐阜市長良川畔の長良館において、全国より役員、代議員、会員多数が参集して行なわれ、翌二十一日には、厚生活動の一端としてのゴルフ大会及び麻雀大会が盛大に行なわれた。

宮崎氏（大阪）優勝

— ゴルフ大会 —

参加人員五十名のもとに、名門三好カントリークラブにおいて、東京、東海、名古屋、大阪等の各地区から腕に自信のある百戦錬磨の士が集まり、キャラウェイ方式による18ホールストロークプレーが行なわれた。

成績は次のとおりであった。

個人戦

- 優勝 宮崎 昭（大阪） ネット 73
- 二位 林 実（名古屋） // 75
- 三位 宮崎 弘（大阪） // 77
- 四位 大崎栄治（名古屋） // 77

- 五位 富樫邦高（名古屋） // 77
 - BB 平谷茂幸（名古屋） // 86
- 団体戦
- 優勝 名古屋チーム 上位五名の
 - 二位 大阪チーム ネットによ
 - 三位 東京チーム する
 - 中居氏（大阪） トップをとる

— 麻雀大会 —

名古屋税理士会館四階において、東西からの雀集合計三十二名が参加して、日本麻雀連盟規約による三荘戦が行なわれ、成績は次の如くであった。

個人戦

得点

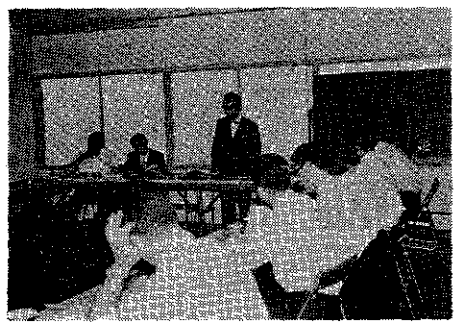
- 優勝 中居朝夫 大阪 六三二〇
 - 二位 小出和己 名古屋五〇九〇
 - 三位 加藤 央 // 三八七〇
 - 四位 各務重則 // 二九四〇
 - 五位 岡部辰一 // 二一七〇
- 団体戦
- 優勝 名古屋チーム 上位三名の
 - 二位 東京チーム 得点合計

幹事会報告

本年度初の幹事会は、八月十六日午後一時より名古屋税理士会館において開催された。各単位会選出の幹事二十四名が出席し、吉富副代表幹事の司会、村田代表幹事の議長によって熱心なる討議が行なわれ、午後六時散会した。

(一)各単位会選出役員と幹事の担当部署の決定

各単位会による選出と前日開かれた正副代表幹事会の協議にもとずき別掲の通り決定した。本年度の特色は組織の強化発展を目指し



組織部が新設されたことと内部体制の充実を図るため副部長制度を

…全国青税連…

第2回 野球大会のお知らせ

- 前夜祭 11月22日（土）午後5時集合
ホテル伊東スタジアム
開会式と懇親会を行います。
- 日時 11月23日（日）
- 場所 伊東スタジアム
- 試合開始 午前8時

参加チームは、大阪・名古屋・東京・神奈川です。トーナメント方式で行ないます。

採用した点である。

(二)各単位会選出代議員の決定

七月一日現在の各単位会の会員数により、大阪合同二十三名、東京二十名、名古屋十五名の合計五十八名が別掲の通り決定した。

(三)各部署事業計画の決定

代表幹事から本年度の事業計画について、各部に対する希望並びに提案が行なわれ、各部署ごと幹事によって慎重なる審議がなされた上、その具体的計画が各部長から発表された。

四その他

代表幹事より全国組織強化に関する近況報告とその活動に対する抱負が述べられ、本連盟の重点目標として、組織部のみならず全幹事一体となつての協力が要請された。

松本副代表幹事から現行規約等とその運用についての疑問点が指摘せられ、規約等の検討、問題の提起、調整審議の方法については次回幹事会までの各自の研究課題とされた。

最後に、次回の幹事会の予定を十月四日大阪税理士会館で開催するとの申し合せを行ない、全議事を終了した。

(安井徳次)

× × ×

全国青年税理士連盟規約

第一条

本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条

本会の目的は左記の通りとする
1 会員相互の研修、連絡、資料交換、提携
1 会員相互の親睦

第三条

本会は各青年税理士連盟をもつて組織する。

第四条

本会の事務所は東京都におく。

第五条

本会に次の役員をおく。

- 1 代表幹事 一名
- 1 副代表幹事 若干名
- 1 幹事 若干名
- 1 監事 若干名

第六条

代表幹事は本会を代表し会務を統理する。副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事事故あるときは、副代表幹事の互選によって代表幹事の職務を行うものと定める

第七条

本会の役員は代議員総会において選任し、任期は一年とし再選

を妨げない。但し補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第八条

本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、幹事会とする。会議の招集は代表幹事が行う。

第九条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、幹事会は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

第十条

代議員の選出方法は別に定めるところによる。任期は第七条を準用する。

第十一条

会議はすべて出席代議員（但し委任状を含む）の過半数をもって決する。

第十二条

本会は必要に応じ委員会を設けることができる。

第十三条

本会の事業年度は毎年七月に始まり翌年六月末までとする。

第十四条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第十五条

前条の会費は各単位会年額二万円、会員教割一名に付年額二〇〇円、未組織地区会員一名に付年額一千円とし、会員数は毎年度始め

を基準とする。

付 則

第十六条
本会の規約の改正については幹事会が発議し、代議員総会の議を経て行う。

第十七条

未組織地区の青年税理士に対する入会その他の取扱いについては幹事会に一任する。

▽ 代議員選任規程：△

第一条（選任の対象）

本連盟の代議員は会員の中から選任する。

第二条（選任の方法及びその数）

1 各単位会における会員の互選により選任するものとし、その数は各単位会の定数を五名とし、更に会員数二十名につき一名を加えるものとする。
2 会員の数は本連盟会則第十五条を準用する。

第三条（任期）

代議員の任期は一年とする。但し、欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

第四条（補充）

代議員の欠員については、三ヵ月以内にこれを補充しなければならない。

年末贈答用 書込み式 税務労務カレンダー

— 日本税理士会連合会編集 —

価 格 ￥ 200
(会員前金特価) ￥ 180
送 料 実 費
但し50冊以上の場合は無料。

〔規 格〕 B4・厚紙・ビニールカバー（下敷兼用）
〔内 容〕 本紙6枚（12ヶ月）・付表3枚
(付表) 1. 税務官庁提出書類ミニガイド
・図解：税務年間カレンダー・申告書類一覧
2. 社会保険料率表・労基法抜粋

■ お申込は

日本税理士会連合会

日本経営通信社へ

日本経営通信社

本 社 (現) 東京都新宿区諏訪町 227
電 話 (361) 6531・6205
(新) 東京都新宿区新宿 2丁目 57
佐原ビル 4F
電 話 (356) 0061 (代表)
(352) 0760 (直通)
支社 大阪(941)7227(代表)・別府(3)0510

業務拡張のため11月5日より、本社を左記新住所に移転致します。